

質問と回答（特養について）

Q：開設申出書を提出した後に計画が困難となった場合、辞退のタイミングはどの時点まで可能か。

A： 11月17日の開設申出書提出締め切り後、市から現地確認及びヒアリング実施の案内を送付する。

案内送付後1週間程度以内（おおむね12月中旬頃）までであれば辞退可能とするが、計画実現性について開設申出書提出前に十分検討するものとし、安易な開設申出書の提出及び辞退は避けること。

Q：説明会資料23ページの「5. 事業計画」（1）の表の下にある※ウの預金残高証明書が「R4.4.1付」となっているが、「R5.4.1付」の誤りか。

A： 記載ミスのため、「R5.4.1付」及び「R5.10.1付」の2種類を添付いただきたい。

Q：併設可としている施設内保育施設について、協議先の部局はどこか。

A： 施設内保育施設は認可外保育施設のため、人員基準等にかかる協議先は幼保連携政策課（窓口は監査指導課）になる。

ただし、図面協議の場合は関係部署にも回覧するため、募集要項のとおり事前協議期間内に高齢者支援課と協議を行うこと。

Q：説明会資料11ページで地域密着型特別養護老人ホームの施設整備費補助単価について、※印にて示されている事業（認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、施設内保育施設）全てを併設する場合に適用されるのか。

また、地域密着型特別養護老人ホームの施設整備費補助単価5%増額は併設ショートステイの施設整備費にも適用されるのか。

A： 全てを併設する場合ではなく、いずれか1つでも併設がある場合は、各施設種別の補助単価に5%加算される。また、地域密着型特養の施設整備費補助単価は併設ショートも含むとなっているため、適用される。

（例）

地域密着型特養29床（併設ショート10床）と認知症高齢者グループホームを併設する場合

- ・地域密着型特養（併設ショートを含む）の補助単価： $4,480 \text{ 千円/床} \times 1.05 = 4,704 \text{ 千円/床}$
- ・認知症高齢者グループホームの補助単価： $33,600 \text{ 千円/施設} \times 1.05 = 35,280 \text{ 千円/施設}$

→ $4,704 \text{ 千円/床} \times (29 \text{ 床} + 10 \text{ 床}) + 35,280 \text{ 千円/施設} \times 1 \text{ 施設} = 218,736 \text{ 千円}$

Q：自己資金はあくまで現預金残高で判断するのか。例えば既に介護保険事業をしている場合、多額の未収金が発生している場合は、未収金を加味しての判断となるか。

A： 自己資金は「R5. 4. 1」及び「R5. 10. 1」の預金残高証明書をもって判断するため、質問のような未収金等は加味しない。

また4.1時点では明らかな資金不足であるのに、10.1時点で資金を満たしているような、自己資金があるように見せるための借入れ等が疑われる場合は、その内容を確認する場がある。

Q：災害イエローゾーンの条件が (a) 土砂災害警戒区域又は1m以上の浸水想定区域等である場合、(b) 1m未満の浸水想定区域等である場合、とあるが、姫路市のハザードマップからは「0.5m未満の浸水」「0.5m～3.0m未満の浸水」の判断基準しか掲載されていない。浸水想定区域1m未満か1m以上かの判断は何を確認すればよいか。

また浸水想定区域はハザードマップの「洪水」を見ているが、「計画規模降雨」「想定最大規模降雨」のどちらで確認すればよいか。

A： ハザードマップにおける「0.5m～3.0m未満」の浸水エリアは「最小で0.5m、最大で3.0m」の浸水の恐れがあるエリアであり、その程度は判断できないため、今回の基準では、
「0.5m未満の浸水想定区域」 → 「浸水想定区域1m未満」
「0.5m～3.0m未満の浸水想定区域」 → 「浸水想定区域1m以上」
と判断していただきたい。

また浸水想定区域は「想定最大規模降雨」を想定するとともに、「洪水」以外の「津波」や「高潮」のハザードマップも確認すること。

以下、昨年度の質問及び回答について役立つものを掲載しています。

Q：同時に複数事業所の申請を予定しているが、申請する書類の中で重複する資料の1部は原本であれば写し（コピー等）でも良いか。また、写し（コピー等）での提出を可とする資料があれば、具体的に示してほしい。

A： 同時に複数事業所の申請を行う場合は、それぞれ指定の部数の開設申出書を提出する必要があるが、同じ書類を提出する場合は、一方に原本を、他方に写しの添付でも差し支えない。

(例) 特養と看多機の開設申出書を提出する場合で、

- ・特養と看多機を合築し、A町に整備しようとする場合
→登記簿（法人・土地）は特養、看多機とも同じ書類なので、特養に原本、看多機に写しを添付。
- ・特養をA町に、看多機をB町にそれぞれ整備しようとする場合
→登記簿（法人）は特養、看多機とも同じ書類なので、特養に原本、看多機に写しを添付すればよいが、登記簿（土地）及び字限図は別の書類なので、特養、看多機ともそれぞれの土地の原本を添付。

また、法人向けに交付された文書等で原本を事務所等に備付しておくべきもの等、原本の提出が困難な書類は写し（コピー等）での提出を可とする。

なお、具体的には「決算にかかる書類」「監査・指導状況にかかる書類」「売買契約書など不動産売買にかかる書類」「理事長等の経歴書に貼付する資格証、研修修了証」などを想定している。

Q：開設申出書（資金関係）に「金融機関等の確約書等」の添付が求められているが、独立行政法人福祉医療機構からの借入を計画する場合、「融資相談票」を用いることで良いか。また、償還期間について定めがある場合は、その期間を示してほしい。

A： 融資相談票を用いてかまわないが、その場合、融資相談票に加えて、福祉医療機構との相談・協議内容と経緯（※いつ、誰と協議を行ったか等がわかるように）をまとめたもの（様式自由）を提出すること。

なお、募集条件として償還期間は定めていない。